

事 務 連 絡
令和 7 年（2025 年）8 月 13 日

各市町村税務担当課長 様

熊本県総務部市町村・税務局市町村課長
（ 公 印 省 略 ）

災害に伴う市町村税の減免措置等について（通知）

このことについて、今回の豪雨災害に伴い、被災者支援をはじめとした災害対応にご尽力されていることと存じます。

今般、県内各地で家屋の損壊などの被害が生じており、納税者から市町村税に関する相談、申請等が想定されますので、各市町村におかれましては、下記の関係法令等を確認いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、新たな取扱い等が国から示された場合は、適宜情報提供します。

記

1 減免措置等

（1）期限の延長

災害等による期限（申告や納付、納入の期限）の延長については、地方税法第 20 条の 5 の 2 において、「地方団体の条例の定めるところにより」延長することができるとされています。

各市町村の税条例※に基づき、各税目の期限又は納税者の事情により、適宜延長の処理を実施し、納税者に対し延長した旨を周知する等適切に御対応ください。 ※総務省の市町村税条例（例）では第 18 条の 2

なお、総務省の市町村税条例（例）では、延長方法は次の 2 通りです。

- ① 広範囲にわたる災害等の場合、市町村長の判断で対象地域や期日を指定して期限を延長。なお、この場合には、市町村長が公示によって延長内容の指定を行う必要がある。
- ② 納税者の事情（災害等）に基づき、個別の申請に応じて期限を延長。

（2）徴収の猶予

地方税法第 15 条の規定により徴収の猶予が可能なため、災害を受けた者から申請があった場合には、適切に御対応ください。

（3）減免

地方税法第 323 条等において、「市町村の条例の定めるところにより」減免することができるとされているため、各市町村の減免に関する条例・

規則等に基づき、適切に御対応ください。

また、納税者に対し減免内容や申請方法等の十分な周知広報をお願いします。

2 固定資産税及び都市計画税に係る特例措置について

固定資産税及び都市計画税については、地方税法において以下の措置が講じられていますので、御留意願います。

- ・ 被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例（第349条の3の3）
- ・ 震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例（第349条の3の4）
- ・ 震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する固定資産税の減額（第352条の3）
- ・ 住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例（第702条の3）
- ・ 震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する都市計画税の減額（第702条の4の2）

3 その他

減免措置等の運用に際しては、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」（平成12年4月1日自治税企第12号自治事務次官通知）（別添）についても御参照願います。

熊本県総務部市町村・税務局
市町村課 税政班 瀧本 田中
TEL：096-333-2108（直通）